

施設名	区分	午前9時～12時			午後1時～5時			午後5時～10時		
		通常	暖房	冷房	通常	暖房	冷房	通常	暖房	冷房
町民ホール	ホール	3,090	4,630	3,860	4,120	6,180	5,150	6,180	9,270	7,720

備考 時間外 30分以上は1時間とみなす

9時前は1,030円、10時以降は1,540円とする

施設名	区分	午前9時～午前12時			午後1時～午後5時			午後5時～午後10時		
		通常	暖房	冷房	通常	暖房	冷房	通常	暖房	冷房
中央公民館	調理実習室	1,330	1,990	1,660	1,330	1,990	1,660	2,060	3,090	2,570
	研修室(101号室)茶室	510	760	630	510	760	630	820	1,230	1,020
	研修室(201号室)和室	710	1,060	880	710	1,060	880	1,120	1,680	1,400
	研修室(203号室)	1,130	1,690	1,410	1,130	1,690	1,410	1,740	2,610	2,170
	視聴覚室 パソコン室	1,330	1,990	1,660	1,330	1,990	1,660	2,060	3,090	2,570

施設名	区分	午前9時～12時			午後1時～5時			午後5時～10時		
		通常	暖房	冷房	通常	暖房	冷房	通常	暖房	冷房
ふれあい館	ホール	1,020	1,530	1,270	1,020	1,530	1,270	1,440	2,160	1,800

施設名	区分	午前9時～1時			午後1時～5時			午後5時～10時		
		通常	暖房	冷房	通常	暖房	冷房	通常	暖房	冷房
きら里館	研修室1(ホール型)	510	760	630	510	760	630	720	1,080	900
	研修室2(和室)	410	610	510	410	610	510	610	910	760
	農産加工室	440	660	550	440	660	550	640	960	800
	試験室	440	660	550	440	660	550	640	960	800

備考

(1) 午前9時前の使用にあたって、午前使用料4分の1に相当する額

(2) 午後10時を超えての使用にあたっては、午後5時から10時までの使用料の5分の1に相当する額

(1)暖房設備を使用する場合の使用料は、上記の使用料の額 150/100 に相当する額とする。

(2)冷房設備を使用する場合の使用料は、上記の使用料の額 125/100 に相当する額とする。

(3)暖冷房設備を使用する場合に、10円未満の端数は切り捨てる。

施設名	区分	午前9時～12時			午後1時～5時			午後5時～10時		
		通常	暖房	冷房	通常	暖房	冷房	通常	暖房	冷房
町民ホール	ホール	3,090	4,630	3,860	4,120	6,180	5,150	6,180	9,270	7,720

備考 時間外 30分以上は1時間とみなす

9 時前は 1,030 円、10時以降は 1,540 円とする

施設名	区分	午前9時～午前12時			午後1時～午後5時			午後5時～午後10時		
		通常	暖房	冷房	通常	暖房	冷房	通常	暖房	冷房
中央公民館	調理実習室	1,330	1,990	1,660	1,330	1,990	1,660	2,060	3,090	2,570
	研修室(101号室)茶室	510	760	630	510	760	630	820	1,230	1,020
	研修室(201号室)和室	710	1,060	880	710	1,060	880	1,120	1,680	1,400
	研修室(203号室)	1,130	1,690	1,410	1,130	1,690	1,410	1,740	2,610	2,170
	視聴覚室 パソコン室	1,330	1,990	1,660	1,330	1,990	1,660	2,060	3,090	2,570

施設名	区分	午前9時～12時			午後1時～5時			午後5時～10時		
		通常	暖房	冷房	通常	暖房	冷房	通常	暖房	冷房
ふれあい館	ホール	1,020	1,530	1,270	1,020	1,530	1,270	1,440	2,160	1,800

施設名	区分	午前9時～1時			午後1時～5時			午後5時～10時		
		通常	暖房	冷房	通常	暖房	冷房	通常	暖房	冷房
きら里館	研修室1(ホール型)	510	760	630	510	760	630	720	1,080	900
	研修室2(和室)	410	610	510	410	610	510	610	910	760
	農産加工室	440	660	550	440	660	550	640	960	800
	試験室	440	660	550	440	660	550	640	960	800

備考

(3) 午前9時前の使用にあたって、午前使用料4分の1に相当する額

(4) 午後10時を超えての使用にあたっては、午後5時から10時までの使用料の5分の1に相当する額

(1)暖房設備を使用する場合の使用料は、上記の使用料の額 150/100 に相当する額とする。

(2)冷房設備を使用する場合の使用料は、上記の使用料の額 125/100 に相当する額とする。

(3)暖冷房設備を使用する場合に、10円未満の端数は切り捨てる。